

ローターアクトに関する 国際ロータリー理事会の方針声明

ローターアクトは、1968年に理事会により承認された国際ロータリーの常設プログラムである。

留意事項:理事会は、ローターアクトの「方針声明」、「標準ローターアクトクラブ定款」、「標準ローターアクトクラブ細則」を定期的に見直し、必要に応じて改正する。

- 1.ローターアクトプログラムは、国際ロータリーによって創設された、国際ロータリーの活動である。定款細則の諸規定、結成上の必要条件、標準手続の制定と施行に関する権限、ならびにローターアクトの名称およびロゴの保全に関する権限は、国際ロータリーが保有する。
2. ローターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱の下に、18歳から30歳までの若者によって構成される組織体である。その目的は、若者が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を身につけ、それぞれの地域社会における物質的、社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人びとのあいだにより良い信頼関係を推進するための機会を提供することにある。その目標とするところは、
 - a) 専門的スキルおよび指導力を養成すること。
 - b) 他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
 - c) 若い人びとに地域社会をはじめ世界社会のニーズおよび懸念事項に取り組む機会を提供すること。
 - d) 提唱ロータリークラブと協力して活動にあたる機会を提供すること。
 - e) ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人びとの意欲を高めること。
3. ローターアクトクラブのプログラム編成は、次の三つから成る。1) 専門的スキルの養成、2) 指導力の養成、3) 「標準ローターアクトクラブ定款」に概説されている奉仕プログラムの開発。
4. ローターアクトクラブは、一つまたは複数のロータリークラブによって結成、提唱、指導され、ガバナーによる確認後、国際ロータリーの証明と承認を得て設立される。そのほかの方法で設立および維持することはできない。クラブの存続は、提唱ロータリークラブによる不断の後援と国際ロータリーによる継続的な承認にかかっている。
- 5.ローターアクトクラブは、その名称の後に「(名称)ロータリークラブ提唱」という文言を付すよう強く奨励されている。

6. 国際ロータリーが設定した枠組の範囲内で、提唱ロータリークラブは、ローターアクトクラブを結成し、指導と助言を与える責任を有する。
7. ローターアクトクラブが大学を基盤としている場合、提唱ロータリークラブは、大学当局が学生団体と課外活動について定めた規則と方針にローターアクトクラブが従うという了解の下、大学(もしくはその他の高等教育機関)当局と全面的に協力してインターアクトクラブの管理と助言を行うものとする。
8. ローターアクトクラブのすべての活動、プロジェクト、プログラムは、常に国際ロータリーの方針に沿って実施されるものとする。このため、ロータリークラブによる絶えざる後援と国際ロータリーによる継続的承認が必要である。
9. 「標準ローターアクトクラブ定款」は、国際ロータリーによって規定されたものであり、国際ロータリー理事会のみがこれを改正できるものとする。クラブの結成と承認の必要条件として、各ローターアクトクラブは、「標準ローターアクトクラブ定款」を採択し、その後の改正条項をすべて自動的に採択しなければならない。
10. 各ローターアクトクラブは、「標準ローターアクトクラブ定款」および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択するものとする。この細則は、提唱ロータリークラブの承認を得なければならない。
11. ローターアクトクラブは、クラブが所在する地区の境界内にあるロータリークラブによってのみ提唱されるものとする。
12. ローターアクトクラブは、次の条件の下に、二つ以上のロータリークラブが共同で結成、提唱できる:
 - a) 地区ガバナーが、慎重に考慮した結果、共同提唱が地区と各関係ロータリークラブとローターアクトプログラムにとって最善であることを、書面で承認すること。
 - b) 個々のロータリークラブの提唱の下で別々のローターアクトクラブを設立することにより、大学または地域社会内の単一の若者グループを人為的に分断するような結果を招く可能性があること。
 - c) 各提唱ロータリークラブから効果的に代表者が出るような合同ローターアクト委員会を設立すること。
13. ローターアクトクラブの各会員は、所属ロータリークラブの定款細則の規定を受け入れ、遵守することに同意するものとする。
14. ローターアクトクラブは、個々のロータリークラブの判断により、ロータリークラブ例会への出席によって、ローターアクトクラブの欠席をメイクアップすることができる。ローターアクトクラブを提唱するロータリークラブは、ローターアクトクラブの定期会合への欠席を、ロータリークラブの例会への出席によってメイクアップするよう、ローターアクトクラブに勧めるべきである。

15. 会員が30歳になったローターアクト年度の6月30日に、ローターアクト会員身分が終結する。
16. ローターアクトクラブの会員資格は、提唱ロータリークラブの名称が記載されたローターアクト会員証により証明されるものとする。
17. ローターアクトの名称およびロゴは、国際ロータリーの所有に属し、ローターアクトプログラム関係者のみが使用することができるものとする。クラブを象徴してロゴを使うときは、「ボイスとビジュアルアイデンティティのガイド」に示されているように、ロゴと一緒にクラブの名称を表示しなければならない。ローターアクトに地区が存在する場合、ローターアクトの地区は、「ボイスとビジュアルアイデンティティのガイド」に示されているように、当該地区とその地区番号に関してのみ、それぞれの記章を使うことができる。
18. ローターアクトクラブ会員は、ローターアクトクラブ会員である期間中、適正かつ品位ある方法で、ローターアクトの名称およびロゴを使用・展示する資格を有するものとする。ローターアクトクラブを退会した場合、または、ローターアクトクラブが解散した場合、直ちにこの資格を失うものとする。
19. ローターアクトクラブは次のいずれかの場合に解散する。
 - a) 提唱ロータリークラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、以下のいずれかの理由によって国際ロータリーにより解散させられる場合
 - 1) その定款に従って運営されていない
 - 2) ロータリー地区、国際ロータリー、ロータリー財団(その理事、管理委員、役員、職員を含む)に対して訴訟を起こした、または続けている人を入会させた場合、またはそのような人を会員として維持・保持している
 - 3) そのほかの理由
 - b) 地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議した上で、提唱ロータリークラブにより解散させられる場合
 - c) ローターアクトクラブ自身の決定により解散する場合
20. ローターアクトクラブの解散により、クラブならびに会員は、団体としても個人としても、名称とロゴに関する一切の権利および特典を喪失するものとする。また、解散するローターアクトクラブは、すべての金融資産を、提唱ロータリークラブに移譲するものとする。
21. 国際ロータリーの方針として、理事会は、国際ロータリー以外のいかなる個人または団体も、営利を目的としてローターアクトクラブに対して回状を送達する権利を認めない。ただし、ローターアクトクラブ、地区、多地区合同の会合を計画する責任のあるローターアクターに対するもので、かつ直接関係する地区内のみ場合は、その例外とする。
22. 地区ガバナーは、同人数のロータリアンとローターアクターによって合同で構成される1つの地区ローターアクト委員会を任命すべきである。地区ローターアクト委員長(ロータリアン)と地区ローターアクト代表(ローターアクター)が、共同議長を務めるべきである。地区ローターアクト

委員会の任命において可能かつ差し支えのない場合には、1名以上の委員を2年目も再任することにより、委員の継続性を保つ規定を設けるべきである。地区ローターアクト委員会は、ローターアクトプログラムの広報、新しいローターアクトクラブの結成の推進、地区におけるローターアクトプログラムの運営において、ガバナーを援助すべきである。

23. クラブレベルを超えたローターアクト組織

- a) 二つまたはそれ以上のローターアクトクラブを有する地区は、そのローターアクト会員の中から地区ローターアクト代表を1名選ばなければならない。選挙の方法はローターアクト会員が決め、選挙に先立って、地区ローターアクト委員会と地区ガバナーにより承認されるものとする。ローターアクト代表に選ばれるには、就任する前に、ローターアクトクラブ会長または地区ローターアクト委員会委員を全期務めた経験がなければならない。
- b) ローター地区内におけるローターアクトクラブの数が一つの場合は、地区ローターアクト代表は、直前の元ローターアクトクラブ会長で、就任可能な人とする。
- c) 地区ローターアクト代表は、ローター地区ガバナーによる指導と助言を受け、地区ローターアクト委員会およびほかの関係ローター地区委員会と協力すべきである。
- d) 地区ローターアクト代表は、ほかの地区指導者とともに以下を行うべきである。
 - 1) 地区ローターアクトニュースレターを発行・配布する
 - 2) 指導力研修を支援・実施する
 - 3) 地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する
 - 4) 奉仕活動を計画・実施する(地区内のローターアクトクラブの4分の3の承認を得た場合)。
 - 5) ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助をすること。
 - 6) 地区内におけるローターとローターアクトの合同活動を調整するのを援助する
 - 7) 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動の調整を図る
 - 8) 地区内におけるローターアクトクラブ役員の講習会を計画、実施する
- e) 選挙に関するすべての争いは、地区ローターアクト委員長と協議の上、地区の方針の基づいてガバナーが地元で解決しなければならない。RIはこれに介入しない。

24. クラブレベルを超えたローターアクト会合

- a) クラブレベル以上のローターアクトクラブ会員のいかなる会合も、立法の権限を持たないものとする。また、そのような権限を持っているかのように思わせる方法で準備もしくは運営してはならないものとする。ただし、地区レベルやその他のレベルにおけるローターアクト運営にかかわる人に対して有益な助言となりうるような意見をそのような会議で述べることは差し支えない。
- b) 地区レベルのローターアクトの会合で、地区内のローターアクトクラブの4分の3の多数投票により、地区奉仕プロジェクトに着手し、このプロジェクト募金のために地区ローターアクト奉仕用の基金を設立できる。この基金への寄付は任意としなければならない。このようなプロジ

ェクトと奉仕基金は地区ガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの運営および基金の用途に対する具体的計画および説明書も、地区ガバナーと地区内の4分の3のローターアクトクラブの承認を得なければならない。地区ガバナーは、地区基金のための募金および運営の責任者となる地区基金委員会を設置しなければならない。この委員会は、地区ローターアクト委員会の委員である少なくとも1名のローターアクターと少なくとも1名のロータリアンによって構成される。地区奉仕基金は、その基金がローターアクト地区の財産であって、特定のローターアクターもしくはローターアクトクラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない。

- c) すべてのローターアクト地区活動に要する資金は、その地区のローターアクトクラブが調達するものとする。国際ロータリーは、地区レベルのローターアクトクラブの会合の費用を負担しないものとする。このような会合の経費は最小限にとどめ、参加者が負担できる範囲とする。

25. 地区レベルを超えたローターアクトの会合

- a) ローターアクト多地区合同奉仕プロジェクト。二地区以上のクラブが参加するローターアクト提唱奉仕プロジェクトを実施しても差し支えない。ただし、そのプロジェクトは、
 - 1) クラブ本来の活動の規模や有効性を妨げたり、損なうようなものでなく、地区内クラブやローターアクターがさらに立派に合同活動も行えるような規模および性格であること。
 - 2) 関係地区の各地区ローターアクト代表がまずこのような合同活動に賛成した上、各地区のクラブの3分の2の承認があつて初めて着手すること。
 - 3) 関係地区ガバナーの承認を得て着手すること。
 - 4) 関係地区ローターアクト代表の直接監督下にあること。このようなプロジェクトのために募金もしくは徴収した全資金の保管は、たとえ関係地区のローターアクターから成る委員会が設置され、このようなプロジェクトや関係資金の管理を補佐するとしても、関係地区ローターアクト代表の責務とすること。
 - 5) 関係地区ローターアクト代表が、合同で、事前に、理事会を代行する事務総長からプロジェクト着手の承認を得てから着手すること。
 - 6) ローターアクトクラブおよび(または)ローターアクターの参加は任意とし、任意ということを確認し打ち出すものとする。クラブまたは個々のローターアクターの参加費用は最小限にとどめ、人頭分担金または賦課金その他といった形で強制してはならないし、また、そのようにほのめかしてもならない。
- b) ローターアクト多地区合同情報組織。地区は、関係地区のローターアクトクラブに情報を伝達し、ローターアクトクラブ間のコミュニケーションを円滑にするために、多地区合同組織を設立しても差し支えない。ただし、
 - 1) 関係地区の地区ガバナーから反対のないこと。
 - 2) このような組織を設立と管理に当たっては、RI理事会の代理となる事務総長からの承認を得ること。
 - 3) この組織は、RIの方針に従うこと。さもない限り、RI理事会の代理となる事務総長により、

ローターアクトクラブとしての身分を終結されることになる。

- 4) 関係地区の地区ローターアクト代表が、この組織において関係各地区を代表すること。各地区ローターアクト代表は、多地区合同組織の活動を遂行するために、必要に応じて、1名に委任することができる。
 - 5) 組織の活動を実施するための資金(例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの制作および郵送費、ローターアクトプログラム資料の配布、一般通信費)は、任意ということの基本にして徴収しなければならない。
 - 6) この組織は、組織事態の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限をもたない。
 - 7) この組織は投票の制度を整えるものとする。地区ガバナーは、この制度を審査するものとする。
- c) 多地区合同ローターアクト会議
- 1) 二つ以上の地区、特に二つ以上の国にわたる地区のローターアクトクラブ会員による会議は、開催地にあるホスト地区のガバナーと地区ローターアクト委員会の指導の下に、開催地の地区ローターアクト代表と協力して行われるものとする。このような会議は、関係地区のガバナーによる事前の承認がなければならない。多地区合同ローターアクト会議の開催をガバナーに提案する際には、以下の資料を添付しなければならない。
 - a) 提案する会議の開催日、開催地、目的、設備、プログラム、参加者をはじめとする情報
 - b) 予想される会議の予算に関する資料。これには、後援者を確保済みであり、これら後援者が会議に伴う契約上・財務上の義務をすべて引き受ける旨を明記しなければならない。
 - c) 提案する会議の企画と実施が、ローターアクターとロータリアンの直接的な監督の下に行われる旨を明記した文書。
 - 2) 開催地にあるホストクラブとホスト地区は、多地区合同ローターアクト会議のために、地元において適切な補償額と補償範囲を満たす損害賠償保険に加入しなければならない。要請された場合には、補償額と補償範囲の証拠書類を、RIまたは関係地区のガバナーに提供しなければならない。
 - 3) 地区ローターアクト代表は、当該ゾーンのRI理事に知らせるものとする。

26. 指導力研修

- a) ローターアクトクラブが効果的に活動できるかどうかは、提唱ロータリークラブからの指導、支援、積極的な参加にかかっている。ロータリアンは、ローターアクター、ローターアクトクラブ役員、理事、委員長の研修に関与すべきである。提唱ロータリークラブは、
 - すべての重要かつ必要な地区レベルの研修会へのクラブ役員、理事、委員長の出席費用を負担し、かつ出席を強く奨励すべきである。
 - クラブの中から、ローターアクターのメンターとなるロータリアンを指名すべきである。

- ローターアクト国際大会前会議を含め、ローターアクターのための多地区合同研修と国際的研修の機会への周知を図るべきである。

- b) ローターアクトクラブが効果的に活動できるかどうかは、ロータリー地区の支援にもかかっている。地区ローターアクト代表は、地区ローターアクト委員長、地区研修リーダー、地区ガバナーエレクト、地区ガバナーと協力して、地区指導者育成セミナー、ローターアクト指導者講習会、そのほかの地区行事の計画をする際に、ローターアクト研修のニーズに対する周知を図るものとする。地区は、会長エレクト研修セミナー(PETS)とクラブ役員研修に付随して、ローターアクト指導力研修を実施すべきである。地区ローターアクト代表は、奉仕活動を促進し、国際理解を助長し、専門技能開発の機会を増やし、友情とつながりを築くことを目的に、ローターアクト地区大会を開催すべきである。可能であれば、ローターアクト地区大会は、ロータリー地区大会に付随して開催し、合同のセッションを少なくとも1回盛り込むべきである。

地区ローターアクト委員長と地区ローターアクト代表は、ローターアクトクラブの全次期役員、理事、委員長を対象とした1~2日間の指導者研修セミナーを手助けするものとする。

- c) ローターアクト国際大会前会議は、強いクラブと地区を築き、国際的な友情を深め、国際的なレベルでローターアクトとロータリーの間をつなぐのを強めるために、ローターアクターを一堂に集めて意欲と情報を与えるものである。さまざまなセッションを通じて、大会前会議は:

- 地区のローターアクト発展に向けて、次期地区ローターアクト代表に研修、激励、意欲を与える。
- ロータリアンとローターアクター(元クラブ会長、地区ローターアクト代表、多地区合同のリーダー、ローターアクトに初めて参加した人を含む)の間の連携を助長する。
- ローターアクターのリーダーとしての成長を促し、ロータリーとのつながりを強めるために、ローターアクターなら誰でも出席できる。

ロータリー地区は、多地区合同または国際的な指導力研修会に地区ローターアクト代表が出席するための費用を負担するものとする。地区ガバナーは、地区ローターアクト代表エレクトがローターアクト国際大会前会議に出席するための費用の全額または一部を負担するよう奨励されている。

27. ローターアクトプログラムの資金調達

- a) すべての提唱ロータリークラブは、新しいローターアクトクラブの認証費、50米ドルを支払わなければならない。
- b) 各ローターアクターは、クラブの管理運営費を賄うために、所属ローターアクトクラブに年会費を支払うものとする。

- c) ローターアクトクラブ会員の入会費、会費、または分担金はごくわずかとし、クラブの管理運営費を賄うことのみを目的とするものとする。ローターアクトクラブが実施する活動とプロジェクトの資金は、入会金や会費や分担金とは別に、クラブが調達するものとし、別個の銀行口座に預けられるものとする。クラブの全財務取引について、年に1度、資格ある人物による徹底的な監査が行われるものとする。
 - d) ローターアクトクラブのプログラム遂行に必要な資金を集めるのは、ローターアクトクラブ自身の責務である。
 - e) ローターアクトクラブは、ロータリークラブまたはほかのローターアクトクラブに諸々の経済的援助を求めてはならない。提唱クラブは、相互の同意があれば、経済的な援助を提供しても差し支えない。
 - f) 地区のローターアクトの奉仕プロジェクトへの寄付は任意であり、個々のローターアクターまたはローターアクトクラブに強制することはできない。
 - g) 国際ロータリーは、国際大会直前に毎年開かれるローターアクト大会前会議を除き、ローターアクトクラブの会合または複数のローターアクトクラブの会合に要する費用を一切負担しない。
 - h) ローターアクトクラブ会員をロータリークラブや地区大会のプログラムに参加するよう招待する場合、そのロータリークラブと地区大会は、起こりうる法律上または道義上の義務と責任に対しクラブまたは地区大会を保護するために、十分な旅行傷害保険と損害賠償保険に加入すべきである。
 - i) 地区は、地区ローターアクト委員会の運営活動の資金を準備しておくべきである。
28. 原則として、ローターアクトクラブは、他の団体の趣旨のいかんにかかわらず、他団体に加盟または合併してはならない。
29. ローターアクトクラブ会長は、毎年9月30日および3月31日までに、My ROTARYを通じてRIに最新の会員リストを提出するものとする。このリストには、クラブに在籍する各ローターアクターの氏名、Eメールアドレス、性別を含めるものとする。最新のこのリストを2年間RIに提出しなかったローターアクトクラブは終結となる。